



# 杉川ひろし 議会報告

船橋市議会議員 【文教委員会】

〒273-0005 千葉県船橋市本町 2-10-14 船橋サウスビル 3F  
TEL 090-8452-5797 FAX 047-437-2534  
URL <http://sugikawa.com> Mail [sugi@akrs.jp](mailto:sugi@akrs.jp)

## 宮小学区の放課後

### ルーム増設へ

日頃から地元の議員として皆様を支えていただきありがとうございます。平成23年に待機児童が出始めました宮本小学校の放課後ルームの問題は、私たちの会派での重要事項の一つでもありました。

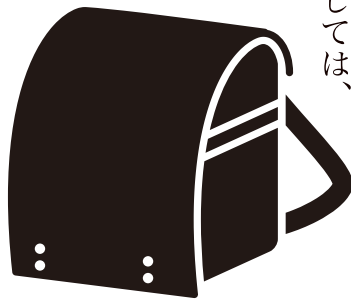
今後の宮本小学校の児童推計を丁寧に行い、子育て中の保護者の皆様が負担にならないようにと、関係各部署と何度も話し合いを行い協議を続けてまいりました。

本来でしたら、もう少し先のしかるべき時期にその詳細をご報告しようと思っていたところ、一部の利用保護者の方々から議会に対する陳情が提出され、宮本小学校放課後ルームの問題が顕在化しました。

今まで、放課後ルームを含む各種の子育て支援

施策を総合的に整備していく協議を進めて会派メンバー一丸となつて行つておりましたが、その方針が12月10日の市議会健康福祉委員会で示されたのでご報告を申し上げます。

恒常的に待機児童がでておりました、宮本小学校の放課後ルームに関しましては、



増設のための設計予算を新年度の予算で用意し、設計に入ることが示されました。これにより、近い将来、学校敷地内の放課後ルーム建設候補地が公表され事業が進んでい

くものと思われまますので、皆様方にご報告を申し上げます。

また、放課後子ども教室という、全児童を対象とした放課後の安全安心な子供の居場所作り事業

## 小中特別支援学校のよりよい

### 環境整備の早期実現に向けて

船橋市内の義務教育学校である公立小中学校の校舎つて、どういう状況かご存知ですか？

船橋市内の公立小中学校は、高度経済成長期の人口急増期に、その多くが建設されました。それらは耐震診断の結果「急を要するわけではないが、手を加えなくていい状況」というわけではない」というものです。船橋市では順次耐震補強工事を行い、子どもたちのより安全な学校生活を実現することを目指しています。ところが、東日本大震

も新年度に開始することを決定しました。

私の会派では、地域の子供達がすくすくと健やかに育つ環境を整え、大きく羽ばたくことを願つてやみません。

災の復興のため建設工事に従事される方々が東北方面に行かれていくことで、相対的に人材が足りなくなっていることに加え、それらの工事に使われる材料等の需要増により、材料価格が上昇傾向にあります。そんな中、文部科学省が全国の学校施設の耐震補強のために補助金を集中的に交付する施策がとられ、耐震補強工事ラッシュの様相を呈しています。しかも、学校の校舎の耐震工事となると、その工事内容から夏休みに施

工することになることから、結果、施工して下さる建設業者のみなさんの取り合いになってしまう状況になっていくようです。平成25年度の夏休みに耐震補強工事を実施したいと計画していた学校の一部が、入札の不調という事態になってしまいました。船橋市が求める条件や価格では施工することに応じられないという事です。

そこで、平成25年第4回定例会（12月議会）において、次年度分の予算も早めに概算で用意をし、施工して下さる建設業者さんを早めにお願しておこうということになりました。

平成25年度中にそれらの事務手続きを行ったのですが、なかなかうまくいかないようです。平成26年度の工事も同様で、子どもたちが望んでいるトイレの改修工事や少し後回



しにせざるを得ない工事もあるようです。私は、この地域の子どもたちが通学する湊町小学校、南本町小学校、宮本小学校、若松小学校、湊中学校、若松中学校をはじめ、市内のすべての小中支援学

## 学校給食費の公会計化が決まりました

公会計化？なにそれ？ 私たちは払えばいいんでしょ。

役所仕事って、ついつい自分たち中心に物事を考え、市民の皆様にお伝えしてしまうケースがあります。これがまさにその典型的なケース。小中学校へ通うお子様のいるご家庭にはすでにご案内があつたかと思いま

す。さらには、説明不足によつて学校関係の銀行口座が二つ必要になると受け止めた方もいるかもしれませぬ。少々長くなりますが、

校の環境整備をより早く行えるよう働きかけておられます。平成27年度分工事でも同様の措置が取られることになっておりますので、耐震補強工事は一気に進みます。

公会計の全体像をご説明しましょう。

まず、給食費の説明です。今までの給食費は簡単に申し上げますと、校長先生が給食の材料費を保護者の方からお預かりして、八百屋さんや魚屋さんに保護者に代わつて校長先生が支払いをしていました。

これは何に基づいているかと申しますと学校給食法という法律に定めがあり学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費や人件費は市が負担して、一部のものを除く材

料費は保護者に負担してもらいましょう。という法律の定めです。

従いまして、学校で集金して、支払いをする。ということでは学校内でお金の流れが完結するものでしたから、特段問題はありませんでした。そして、市が設置する学校ですが、そのお金は市まで届かなくて処理が進み、校長先生が保護者の方からお預かりするだけです。から「私会計」という言い方で、その処理もそのような扱いとなつておりました。（簡単に言う校長先生が校長先生の責任において扱う）ところが近年一部の心ない保護者が給食費の支払いを理由にならない理由を言い支払いをしない事案が増え

てまいりました。その結果どういうことになるかと申しますと、校長先生がお預かりした範囲で食材を購入することになります。もつと噛み砕いて申し

上げますと、不当に支払いを拒否している家庭の児童・生徒も給食を食べさせないわけにはいきません。「教育的配慮」ということです。ということでは、「支払いをしない家庭の子供の分を支払った家庭の給食費でまかなつていくことになりました。ケースによつては校長先生や教頭先生が個人的に負担をするようなケースもあつたようです。



生活に困窮している場合は、生活保護費の制度の関係で給食費は支払われることとなります。従いまして「給食費を払わない家庭家族」というのは「払えない家庭家族」ではなく「不当に払わない家庭家族」ということになります。そのような実態が表に出ないまま、関係者が苦悩していた実態

がありました。

給食費の支払いをしな  
い家庭に対しては、支払  
の催促に校長先生や教頭  
先生が家庭訪問や電話に  
よる催促などがなされて  
おりました。本来の職務  
でない支払いの催促や督  
促なんてやりたくもな  
かったでしょう。事務の  
職員の負担なども随分  
あつたと思います。

更には食材の購入先の  
問題もありました。地域  
で子どもの見守り、各種  
協賛、協力などをしてい  
ただいている地域の商店  
を積極利用せず、大手給  
食食材事業者を利用する  
など、地域経済との関係  
を全く無視した購買が行  
われている実態もありま  
した。この問題は、個人  
事業主の商店の衰退の一  
因でもあると非常に深刻  
に受け止めておりました。  
しかしながら、この食材  
購入問題に関して会派の  
先輩が10年以上手を変え  
品を変えという感じで、  
改善を求めてきましたが、

大きく動くことはありません  
でした。

しかし、今回の公会計  
化によって、市の会計管  
理の規則に基づいて食材  
購入が行われることにな  
ります。それでもまだ第

## 市民の「読書」を推進

船橋市には4つの図書

館があります。8つの公  
民館にはコンピュータ  
で結ばれている図書室が  
あり、コンピューターで  
結ばれていない図書コー  
ナーも他の8つの公民館  
にあります。市内の公立  
小中学校には図書室があ  
り、船橋市には子どもさ  
んからお年寄りまで、市  
民の方々に広く本に接し  
ていただける環境があり  
ます。しかしながら、行  
政の観点から見ると、こ  
れまで船橋市はバラバラ  
でした。

赤ちゃんが生まれると  
「ブックスタート事業」と  
言つて、絵本が保護者に

一歩という状況ですが、  
より改善されていくこと  
になると思います。

私は、子供達の本来の  
あるべき姿の給食の提供  
のために努力を続けてま  
いります。

配られます。船橋市民に  
なると、赤ちゃんのとき  
から「本」との触れ合い  
が始まるのですが、残念  
ながらその先がバラバラ  
なのです。いわゆる「縦  
割り行政の弊害」と言わ  
れるものです。

まず、子どもが生まれ  
てから最初に本を用意す  
るのは「船橋市健康福祉  
局健康増進課」で  
す。これは新生児の健康  
診断を行う課です。その  
後、子どもたちは成長す  
ると保育園や子育て支援  
センター、児童ホームで  
「本」と触れ合う機会が出  
てきます。これらの施設  
は「船橋市健康福祉局子

育て支援部児童育成課及  
び保育課」の所管です。  
そして就学し、義務教育  
になると、所管は「船橋  
市教育委員会学校教育部  
指導課」に変わります。  
同時に前述の図書館や公  
民館は「船橋市教育委員  
会生涯学習部社会教育課」  
が担当になるのです。

「本」をキーワードに調  
査しただけで、これほど  
バラバラな部課の名前が  
挙がってきます。一貫し  
た思想や理念などが無い  
ままに、市民の皆様が納  
めて下さった税金を使っ  
ているわけで、理由無き  
物の購入の典型です。



私たちの会派では、船  
橋市の「読書」はどうあ  
るべきか、一つ芯の通つ  
た幹となる考え方を持つ

べきであると考えていま  
す。国では文部科学省が  
子どもの読書を推進しよ  
うといろいろと取り組ん  
でいます。それによつて  
「仕方が無いからやるか」  
の精神で、「船橋市子ども  
の読書活動推進計画」な  
どを策定していますが、  
実践が伴っていません。

私たちはこれらを含め、  
市民の「読書」を推進す  
るために努力してまいり  
ます。  
昨年度まで、市内全域  
にある公立の学校には、  
図書の充足率が100%  
になっておりませんでした。  
それらをまずは100  
%にすることを松戸市  
長が副市長時代に働きか  
け、さらには子どもたち  
に読書のおもしろさを、  
大切さをしっかりと指導  
する体制を整えるべきで  
あると考え、提言してき  
た結果、市長が当選後早  
速予算化しました。今後  
は、学校図書室への司書  
の有資格者や補助事務を  
行う人員配置をするべく



教育委員会にも働きかけてまいります。  
それらを総合的に運用、運営するためにも、私た

## 児童相談所設置は慎重に

一昨年7月に初当選した松戸市長が、児童相談所の設置を公約の一つにしました。当選後、多くの議員が議会で質問をしたり、視察を行ったりしています。非常に重要な施策として注視しておりますが、市の取り組み方には少々違和感も覚えています。全体的に「設置ありき」で動いている印象を受けておりますが、果たしてそれでいいのか、ということです。

児童相談所というのは、児童福祉法の定めにより、都道府県と政令指定都市には設置しなければならぬこととなっております。中核市である船橋市には設置する義務はありません。法律を私なりに解釈すれば、「市の独自の予算

ちの会派では、図書に関する条例を制定すること  
を視野に入れて活動をしてまいります。

等で設置するのならばどうぞ。」ということでしょう。昨年、会派の仲間と金沢市の児童相談所へ視察に伺い、所長さんをはじめ担当者の方々にお話を伺いました。私が感じたのは、それはそれは行政の行う事務の中でも一番しんどいものではないのかということでした。一番多い児童相談所の業務は障害のあるお子さんの手帳の発行など、子ども全般の相談を受けることにあります。ほかにも「命」に直結する事案が多く、「家族」というものを深く、そして多角的に洞察できるか、ということ  
が、実際に船橋市で設置、運営することを考えると、  
気になりました。  
また、昨今急激に増え

ているのが「虐待」に関する事案です。昔の児童相談所は、貧しい故に捨てられてしまう子どもたちを一時的に預かり、その後養護施設などに入所させ、社会人として巣立っていくまでの面倒を見ていました。今は、親が子に虐待をし、命の危険にさらされされているケースなどで、親子を切り離し、「救う」という事案が多くなっています。

しかし、「親子の切り離し」というのは、その地域において長い時間をかけて得た経験や知識、情報の蓄積があつて、初めて切り離すことが適当かどうか、と言う決断ができるものだと思うのです。そういう人材を確保することが船橋市にはできるのか？ そもそも、市長はその責任を担うだけの覚悟があつて設置に向けて動いているのか？ そんな疑問が生じてきました。金沢でも、所長人事はなかなか大変で、他県

からの経験者がそのポストを就いたということでした。

児童相談所を設置することができても、運営は簡単ではないということ  
です。

県の施設が少ない船橋市に、県が責任をもつて設置をするを一義的に考えるべきだと、私は

## 編集後記

皆さまにおかれましては穏やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。公職選挙法では、新年の挨拶をすること（年賀状や大量のちらしなどで）が禁じられています。文書・図画に関しては、選挙のある年の期間外にポスターを貼ったりすることも、選挙用のチラシなどを配布することも禁じられています。それらの法律を平気で犯すような人が候補予定者として相応しいかどうかは有権者の皆様のご判断

考えています。

まだまだ調査や研究が足りず、確固としたことは申し上げられませんが、市単独で設置となると将来にわたって財政的負担、人的確保など多くの課題が生じてくることだけは確かです。

船橋での必要性をしっかりと見極めたいと思っております。

によるものだと思います。議員という、法律に基づいて仕事の全てを考え行動していく者にとって、自分の選挙を控え法律を犯す行為が平然とできるというのは信じがたいものです。「無知は罪なり、知は空虚なり、英知持つもの英雄なり」という哲学者の言葉があります。知らなかったで済まされる話では無いと思えます。私は、法令遵守を徹底し、公正、公平な世の中になつていくように努力をしてまいります。